

物価高騰に苦しむすべての市民に、もれなく届く支援を！

補正予算の中心的課題「物価高騰対策」、予算決算委員会・本会議で市民が願う支援策の拡充を要望

「プレミアム商品券」の批判を受け止めた支援が必要

12月補正の「プレミアム商品券」には「1万円払うのが難しい人も、不平等、不公平」、「みんなに還元できないのは物価高騰対策と言えない」などの厳しい意見が相次ぎました。

物価高騰は全市民が影響を受けているので、全市民へいきわたる支援が必要です。

今議会の補正予算に提案されたのは、専決処分で実施されている「住民税非課税等への1万円給付」と、「社会福祉施設等への物価高騰支援」「LPガス価格高騰対策支援事業」です。日本共産党市議団は、上下水道料金引下げや全市民への給付金など、幅広い支援を求めました。

県LPガス協会に異常に高い事務費、3年で7億円超

この3年間毎年、LPガス高騰対策支援事業が実施されてきましたが、県LPガス協会には理解できない高い事務費が支出されています。県LPガス協会の政治団体は、前回市長選時に、大西市長の資金管理団体に団体寄付を行っています。

市長選後、「県LPガス協会」に毎年支払われた物価高騰対策事業の事務費は総額7億円超です。その内容は、第1弾で事務所費・月500万円、人件費・月4,000万円など、考えられない高い費用積算です。全額補助の事業であり、厳正な積算であるべきです。

他の政令市に学び、支援の拡充を！

半数の政令市（10市）で、全市民への直接支援として、上下水道料金減免や全市民への現金・クーポン・ポイント・商品券等支給を行っています。右表に主なものを紹介します。これに倣った支援が求められます。

【他政令市の事例】*主なもの

- ・札幌市：全市民に1人5,000円現金給付
- ・仙台市：全市民に1人3,000円ポイント
全世帯・全事業者に上下水道基本料金減免
住民税非課税世帯へ1世帯1万円商品券
- ・横浜市：19歳以上の全市民に1人5,000円の商品券又は電子クーポン
- ・新潟市：全市民に1人3,000円現金給付
- ・岡山市：全市民に1人5,000円現金給付
- ・堺市：全世帯へ6カ月水道基本料金減免

【控室から】
健軍を平和の地域へ
いせり栄次

晴れあがった青空のもと、1200人が健軍駐屯地をぐるりと囲みました。2月23日に健軍駐屯地を囲んでの「健軍駐屯地を平和の輪でつなごう！2026」が開催され、参加してきました。

地元はもとより、九州各県、沖縄、遠くは愛知、京都、大阪、広島などからも参加があり、30団体以上が集まったと報告されました。「長射程ミサイル配備反対」「熊本を戦場にすんな」の声が響きわたり、平和を願う市民1200人が手をつなぎ平和の輪をしっかりとつなぎました。この声を国も、県知事も市長も受け止めるべきです。

このような市民の皆さんの平和への願いにこたえて、今度の市議会でも、ミサイル配備反対、弾薬庫建設の中止を求めて質問します。

総選挙で高市政権の議席が増大し、大軍拡、憲法改訂が強行される可能性が大きくなりました。

平和に生きる権利を守るために、私たちは、絶対にあきらめません。

日本共産党

熊本市議会だより

NO. 1446
2026年3月1日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行：日本共産党熊本市議団 HP：共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

「いのちのとりで裁判」最高裁判決に従い 保護費の違法減額分は全額遡及支給を

「保護基準引下げは違法」という歴史的判決の意義

「いのちのとりで裁判」の判決は、保護基準改定・基準額自体の違法性を最高裁として認めた、生活保護裁判始まって以来の歴史的判決です。補正予算には、対象者・遡及額算出にかか

る費用・約4億円も提案され、判決に基づく被害回復には膨大な作業が必要です。司法関係者は、これだけの被害回復作業に必要な処分取消判決は世界に例がないと指摘しています。

「三権分立」を理解しない市長、全額遡及に背を向ける

最高裁が「保護基準引下げは違法」と判断したにもかかわらず、行政機関である国は一方的に専門委員会を立ち上げ、裁判で決着した問題を蒸し返す議論を始めました。司法判断に

内閣が従わないことは、憲法が定める「三権分立」を歪める大問題です。ところが市長は、国の間違いを「適切な判断」と言い、判決に基づく扶助費の全額遡及支給に背を向けています。

市長は、当事者の立場で「扶助費全額遡及」の要請を

扶助費を違法に減額された当事者の長年の苦渋を取り除くためにも、違法分全額遡及を国は速やかに実施すべきです。

違法分の一部しか遡及支給しない厚生労働省のやり方に対しては、全国で不服審査請求の動きも始まっています。

また、国が違法分の遡及扶助費を出し惜しむ一方で、なぜ違法な保護費削減を行ったかの検証や再発防止の議論を棚上げしていることも問題です。

市長は、「いのちのとりで裁判」の意義を踏まえ、全額遡及支給を国へ要望すべきです。

市民感覚を欠いた「市長の出張」 年半分の出張に、予算増は認められない 年間40回近い出張をさらに増やし、予算を増額

今議会の補正予算に、秘書課出張旅費80万2,000円の増額が提案されました。

その内容は、予算に計上されていた35回の出張を、さらに4回増やし39回にするものです。

80万円の増額は、1回あたり20万円増えた計算になります。

物価高騰で首都圏のホテル料金は大幅に上がっています。そんな時は、回数を減らして支出を抑えるのが市民感覚です。

年半分が「出張」、良識・常識と言えるでしょうか？

毎年40回近く出張している市長の年間延べ出張日数は、2024年度・115日、2025年度・114日(予定含)です。常勤職員の年間勤務日数はおよそ240日なので、常勤である市長は年間勤務日の約半分を出張していることとなります。

市民から「そんなに出張ばかりで、仕事が成り立つのですか」との声がありました。

他都市に例がないような、市長の度重なる頻繁な出張の実態は、良識・常識を欠いており、到底市民の理解は得られません。

「浪費」としか思えない、デタラメな出張の実態

前泊して午前中は東京事務所で会議の実態があります。オンラインの時代に、わざわざ東京に前泊して会議の必要があるのでしょうか。宿泊費の浪費です。

休日を挟んで熊本に帰らず出張先に宿泊する実態もあります。一般職員なら認められません。市の「旅費事務の手引き」から外れたやり方です。